

三重ブランド認定要綱

(目的)

第1条 特に優れた県産品及びその生産者を三重ブランドとして認定し、情報発信することにより、三重県の知名度を向上させ、観光及び物産の振興並びに農林水産業等の生産者の意欲を高めることにより地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産品 原則として三重県内で生産又は製造されたものをいう。
- (2) 生産者 農業、林業、漁業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であって、原則として県内に主たる事業所を有するものをいう。
- (3) 認定委員会 三重ブランド認定委員会条例（平成19年条例第39号）に基づき、知事が設置した附属機関をいう。

(認定基準)

第3条 知事は、県産品及びその生産者を三重ブランドとして認定するにあたってその認定基準を定めなければならない。

- 2 知事は、認定基準を定めるときは、認定委員会に諮問するものとする。また、変更するときも同様とする。

(認定対象及び認定申請資格)

第4条 三重ブランドの認定の対象及び認定の申請を行うことができる資格のある者は、次のとおりとする。

- (1) 認定の対象 県産品及びその生産者
- (2) 認定の申請を行うことができる資格のある者 認定の対象となる県産品の生産者であって、かつ三重県が賦課徴収するすべての税と消費税及び地方消費税に滞納がない者

(認定の申請)

第5条 知事は、平成29年（2017年）度から西暦の奇数年度に期間を定めて三重ブランド認定の申請を受け付けるものとする。ただし、西暦の偶数年度であっても、知事が特に認める場合は申請を受け付けるものとする。

- 2 三重ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三重ブランド認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を知事に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 三重ブランド認定申請調書(様式第2号)

ただし、既に認定されている産品を改良した商品の申請を行う場合、および認定されている産品に種もしくは品種を追加で申請する場合は様式第2-2号とする。

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 申請者の概要が分かる書類

ア 定款又は寄付行為、規約その他これに類する書類

イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

法人以外の団体にあっては、代表者の住民票

個人にあっては、申請者の住民票

ウ 申請者の事業内容等が分かる書類

(4) 認定を受けようとする県産品の概要が分かる書類

(5) 納税証明書

ア 三重県の県税事務所が発行する滞納が無いことを証明するための「納税証明書」(過去6月以内に発行したもの)の写し

イ 税務署が発行する「納税証明書その3 消費税及び地方消費税」(過去6月以内に発行したもの)の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

(認定の審査)

第6条 知事は、前条の申請があった場合は、第3条の認定基準に基づく適合審査(以下「認定審査」という。)を認定委員会に諮問するものとする。

2 認定委員会は、前項による知事の諮問があった場合は、申請書等その他必要な事項について認定審査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

3 申請者は、円滑な認定審査に協力しなければならない。

(審査結果の通知)

第7条 知事は、認定委員会の認定審査で、認定基準に適合すると認められたときは、当該申請者に対して三重ブランド認定審査結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 知事は、認定委員会の認定審査で、認定基準に適合しないと認められたときは認定しないものとし、当該申請者に対して三重ブランド認定審査結果通知書(様式第6号)によりその理由を付して通知するものとする。

(認定及び認定証の交付)

第8条 前条第1項の通知を受けた者は、知事が指定する日までに宣誓書(様式第7号)を提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による宣誓書の提出があった場合は、第3条の認定基準に照らし、認定を決定するものとする。

3 知事は、前項の規定により、当該県産品及びその生産者を三重ブランドとして認定し、三重ブランド認定証（様式第8号）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

（認定の公表等）

第9条 知事は、三重ブランドとして、認定した県産品（以下「認定品」という。）及び認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の内容及び認定理由等を公表し、積極的に情報発信をするものとする。

（認定内容の変更）

第10条 認定事業者は、認定に係る内容の変更が生じるときは、三重ブランド変更認定申請書（様式第9号-1）により、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する軽微な変更をするときは、この限りではない。

- （1）氏名又は名称又は代表者を変更したとき
- （2）認定品の商品名を変更したとき
- （3）認定品の生産、製造又は販売を廃止又は中止したとき
- （4）認定品の包装又は容器に係るデザインを変更したとき
- （5）前各号に掲げるもののほか、申請書記載事項で認定内容の実質的な変更を伴わない変更が生じたとき

2 認定事業者は、前項各号の一に該当する認定に係る内容の変更が生じたときは、三重ブランド認定申請事項変更届出書（様式第9号-2）により、速やかに知事に提出しなければならない。

3 第6条、第7条及び第9条の規定は、第1項の認定内容の変更について準用する。この場合において、第7条第1項中「三重ブランド認定審査結果通知書（様式第5号）」とあるのは「三重ブランド変更認定通知書（様式第9号-3）」、同条第2項中「三重ブランド認定審査結果通知書（様式第6号）」とあるのは「三重ブランド変更認定審査結果通知書（様式第9号-4）」と読み替えるものとする。

（事業実績状況報告）

第11条 認定事業者は、毎年度終了後1月以内に、前年度における認定品の生産量、広報宣伝の取り組み状況等その他知事が指定する事項について、三重ブランド事業実績状況報告書（様式第10号）により知事へ報告しなければならない。

（業務状況の聴取等）

第12条 知事は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定品に係る報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（認定の取消）

第13条 知事は、認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会の審議を経て認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
 - (2) 認定基準に適合しないと認められたとき。
 - (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - (4) 第10条の規定による届出又は第11条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき。
 - (5) 第12条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。
 - (6) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は1年間以上中止したとき。
 - (7) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。
- 2 知事は、認定を取り消す場合は、その対象となる県産品及びその者の氏名（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を公表することができる。
 - 3 第1項の規定に該当することにより認定を取り消された者は、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。

（認定の有効期間及び認定更新）

- 第14条 第8条第2項の規定による認定の有効期間は、認定した日から認定した日の属する年度から3年目の3月31日までとする。
- 2 知事は、前項の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、前条による認定の取消又は認定事業者からの認定辞退の申し出があったときを除き、認定の更新をすることができる。
 - 3 知事は、認定の更新をした場合は、認定事業者に対して認定証を交付するものとする。

（認定証の再交付）

- 第15条 認定事業者は、認定証を紛失又は破損したときには、三重ブランド認定証再交付申請書（様式第11号）を速やかに知事に提出し、その再交付を受けなければならない。

（認定の表示）

- 第16条 認定事業者は、認定品及び自らが三重ブランドとして認定を受けたものであることを表示することができる。
- 2 認定の表示に関しては、別に定める三重ブランド認定表示取扱基準によるものとする。

（認定事業者の責務）

- 第17条 認定事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。
- (1) 認定品の生産、製造又は販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的にを行い、三重県に対するイメージの向上に繋げるよう努めなければならない。

ならない。

(2) 認定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。

(3) 第12条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、三重ブランド事故等発生通知書（様式第12号）により、早急に知事に報告しなければならない。

(認定の特例)

第18条 知事は、第5条の規定による手続きによらず、認定委員会での審議において認定基準に適合すると認められた県産品及びその生産者について、当該生産者の承諾を得て三重ブランドとして認定することができる。

(同一品目による認定の再申請)

第19条 平成28年度以降に認定申請し認定されなかった県産品を再度同一の申請者が申請する場合には、第5条第3項の規定に加え、次の書類を添付しなければならない。

(1) 三重ブランド認定申請に係る特別調書（様式第13号）

(事務処理)

第20条 この認定に関する事務処理、認定委員会の事務局は、農林水産部フードイノベーション課が行う。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の三重ブランド認定要領に基づき認定された三重ブランドは、この要綱により認定されたものとみなすものとする。この場合において、第14条の規定に関わらず認定の有効期間は従前のおりとする。
- 3 この要綱の施行時において認定事業者である者は、第11条による平成18年度分の事業実績状況報告書を平成19年9月30日までに知事へ提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年12月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の三重ブランド認定要領に基づき交付されている認定書は、この要綱に基づき交付する認定証とみなすものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月5日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月26日から施行する。